

くらしの安心情報

情報ファイル NO.131

平成 25 年 6 月 10 日

自宅に訪問してきた業者に水道管の内部検査を勧められ、検査後、「水道管の洗浄と活水器の取付けが必要」と言われ契約した。高額なので解約したいのですが...

【相談者 50代 女性】

相談内容

突然、自宅に業者が訪問し、「水道管の内部検査を 1,000 円です」というので、その場で検査をしてもらったところ、「赤さびがひどいので、数箇所の洗浄と活水器の取付けが必要だ。」と言われ、契約して取付工事を行い、約 40 万円支払いました。しかし、高額なうえ、普段あまり使用しない箇所も洗浄されていました。解約したいのですが...

対処方法

この事例は、「安い料金(または無料)で点検する」と言って訪問し、「水質に問題がある」などと不安をあおり、商品やサービスを契約させる「点検商法」といわれるものです。「点検商法」は、内容が専門的なものが多く、消費者にとっては本当に必要な契約かどうかその場ではわからないことがほとんどです。

- ・ 相談者には、この商法は訪問販売にあたり、契約書面を受け取った日から 8 日以内であれば、クーリング・オフ(無条件解約)ができるので、文書で解約通知を出すよう助言しました。既に代金を支払っている場合は、返金を求め、取付工事について原状回復を求める旨を明記します。
- ・ 当初依頼した目的と異なる商品の取り付けや工事が必要と言われても、その場ですぐに契約せず、複数の業者から見積りを取って検討するなど、慎重に対応することが大切です。
- ・ 万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890